

| | 千葉県流山市自治基本条例 | 東京都小平市自治基本条例 | 愛知県一宮市自治基本条例 | 茂原市まちづくり条例(提言書) |
|-------|---|--|--|--|
| 前文・総則 | 【前文】 【第1章 総則】 第1条 目的 第2条 条例の位置付け 第3条 定義 【第2章 基本理念等】 第4条 基本理念 第5条 目指すまちの姿 第6条 地域コミュニティ | 【前文】 【第1章 総則】 第1条 目的 第2条 自治の基本理念及びその実現 第3条 定義 | 【前文】 【第1章 総則】 第1条 目的 第2条 この条例の位置付け 第3条 定義 第4条 まちづくりの基本原則 | 【前文】 【第1章 総則】 第1条 目的 第2条 条例の位置付け 第3条 定義 第4条 まちづくりの基本原則 |
| 各論 | 【第3章 情報共有と個人情報の保護】 第7条 知る権利 第8条 情報共有 第9条 説明責任 第10条 個人情報の保護 【第4章 参加と協働】 第11条 参加の権利 第12条 子どもの意見表明の機会の保障 第13条 参加の機会の保障 第14条 提案制度 第15条 協働によるまちづくり 第16条 市民参加条例 第17条 市民投票 | 【第2章 市民等】 第4条 行政サービスを受ける権利及び負担の義務 第5条 市政に参加をする権利 第6条 知る権利 第7条 まちづくり活動の自由 第8条 男女共同参画社会の形成の推進 第9条 法人等の社会的責任 【第3章 参加及び協働】 第10条 参加の機会の保障 第11条 参加における配慮 第12条 協働 第13条 協働の推進の基盤づくり | 【第2章 市民主体のまちづくり】 第5条 市民の権利 第6条 市民の役割 第7条 情報共有 第8条 市民の参加の機会の保障 第9条 子どもの参加の機会の保障 第10条 総合計画 第11条 市政に関する意見等の取扱い 第12条 住民投票 第13条 協働によるまちづくり 第14条 地域活動団体 第15条 非営利活動団体 第16条 地域活動団体等への支援 第17条 地域におけるまちづくり | 【第2章 情報の共有】 第5条 市政に関する情報の共有 第6条 個人情報の保護 第7条 説明責任・応答責任 【第3章 市民参加のまちづくり】 第8条 市民の権利 第9条 市民の役割 第10条 参加の機会の保障 第11条 男女共同参画によるまちづくり 第12条 子どもの参加の機会の保障 第13条 意見等の公募 【第4章 市民自治の仕組み】 第14条 まちづくりと地域コミュニティ 第15条 地域コミュニティの支援・育成 第16条 地域におけるまちづくり 第17条 住民投票 【第5章 協働】 第18条 協働によるまちづくり |

| | 千葉県流山市自治基本条例 | 東京都小平市自治基本条例 | 愛知県一宮市自治基本条例 | 茂原市まちづくり条例(提言書) |
|----|--|--|---|---|
| 各論 | <p>【第5章 国、千葉県及び他の自治体等との協力等】</p> <p>第18条 国及び千葉県との協力等</p> <p>第19条 近隣等の自治体との協力</p> <p>第20条 市外の人々との協力</p> <p>第21条 国際交流</p> <p>【第6章 行政運営の原則】</p> <p>第22条 総合計画</p> <p>第23条 財政運営</p> <p>第24条 行政評価</p> <p>第25条 法令の活用による政策実現</p> <p>第26条 行政組織及び職員の能力開発</p> <p>第27条 危機管理体制の確立</p> <p>第28条 審議会等</p> <p>【第7章 議会の役割】</p> <p>第29条 議会の役割</p> <p>第30条 市民等にかかれた議会</p> <p>第31条 議会の政策立案機能の充実</p> <p>【第8章 公正と信頼の確保】</p> <p>第32条 行政手続</p> <p>第33条 苦情等への対応</p> <p>第34条 倫理</p> <p>第35条 内部通報</p> | <p>【第4章 市民投票制度】</p> <p>第14条 市民投票</p> <p>【第5章 コミュニティ活動】</p> <p>第15条 コミュニティ活動</p> <p>第16条 コミュニティ活動への支援</p> <p>【第6章 議会】</p> <p>第17条 議会運営の基本原則</p> <p>第18条 議会の責務</p> <p>第19条 議員の責務</p> <p>【第7章 市長等】</p> <p>第20条 市長の責務</p> <p>第21条 市長以外の執行機関の責務</p> <p>第22条 職員の責務</p> <p>【第8章 行財政運営】</p> <p>第23条 行財政運営の基本原則</p> <p>第24条 長期総合計画</p> <p>第25条 組織及び人事</p> <p>第26条 情報共有</p> <p>第27条 個人情報保護</p> <p>第28条 苦情及び要望への対応</p> <p>第29条 評価及び検証</p> <p>第30条 行政手続</p> <p>第31条 政策法務</p> <p>第32条 財政運営</p> | <p>【第3章 市民のための議会】</p> <p>第18条 議会の役割及び責務</p> <p>【第4章 市民のための行政】</p> <p>第19条 市長の役割及び責務</p> <p>第20条 執行機関の役割及び責務</p> <p>第21条 職員の役割及び責務</p> <p>第22条 財政運営</p> <p>第23条 国等との連携</p> | <p>【第6章 ひらかれた議会】</p> <p>第19条 議会の役割と責務</p> <p>第20条 議員の責務</p> <p>第21条 議会に対する市民の権利</p> <p>第22条 市民の議会参加</p> <p>第23条 議会情報の公開</p> <p>第24条 議事の公開</p> <p>【第7章 行政運営の基本原則】</p> <p>第25条 市長の役割と責務</p> <p>第26条 執行機関・公営企業管理者の役割と責務</p> <p>第27条 災害対策</p> <p>第28条 職員の役割と責務</p> <p>第29条 市政の自浄</p> <p>第30条 行政組織の整備</p> <p>第31条 総合計画等</p> <p>第32条 財政運営</p> <p>第33条 監査</p> <p>第34条 行政評価</p> <p>第35条 政策法務等</p> <p>第36条 行政手続</p> <p>第37条 国等との連携</p> |

| | 千葉県流山市自治基本条例 | 東京都小平市自治基本条例 | 愛知県一宮市自治基本条例 | 茂原市まちづくり条例(提言書) |
|----|--|--|---|---|
| 各論 | 【第9章 責務】 第36条 市民等の責務 第37条 市長の責務 第38条 議員の責務 第39条 職員の責務 | 【第9章 国、都等との関係】 第33条 国及び都との関係 第34条 他の地方公共団体との関係 第35条 災害等に対する連携及び協力 第36条 国際的な関係 | | |
| 補則 | 【第10章 条例の実効性の確保】 第40条 条例の実効性の確保 第41条 条例の見直し | 【第10章 条例の位置づけ及び見直し】 第37条 条例の位置付け 第38条 条例の見直し 【第11章 補則】 第39条 補則 | 【第5章 実効性の確保】 第24条 この条例の遵守等 第25条 この条例の見直し | 【第8章 実効性の確保】 第38条 委員会の設置 【附則】 条例の見直し |